

「東京湾横断道路事業会計規則及び高速道路事業等会計規則の一部を改正する省令」 について

平成18年8月
道 路 局

1. 背景

東京湾横断道路事業会計規則（昭和63年建設省令第1号）においては、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和61年法律第45号）第6条の規定に基づき、東京湾横断道路建設事業者（高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）においては、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第14条第1項及び第2項に基づき、高速道路事業者）が会計処理の際に拠るべき勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を、事業の特殊性を考慮して、定めているものです。

今般、会社法（平成17年法律第86号）、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）その他の法令が施行されたことに伴い、事業者が作成すべき計算書類が改められたことから、各規則について、所要の改正を行うことを検討しています。

2. 改正の概要

（1）作成すべき財務計算に関する諸表の見直し

利益処分に関する様式、資本金等に関する様式等を削除^注し、株主資本等変動計算書（別添1）を新たに様式として追加することを予定しています。また、貸借対照表、損益計算書等において個別に付記されていた注記を注記表に集約することを予定しています。

注）削除する様式

東京湾横断道路事業会計規則：利益処分についての様式（別表第二第3号様式）
資本金及び準備金の増減明細表（別表第二第10号様式）等
高速道路事業等会計規則：利益処分計算書（別表第二第4号様式）
資本金、資本剰余金並びに利益準備金及び任意積立金の増減明細表（別表第二第9号様式）等

（2）減損会計の適用

減損会計を適用し、損益計算書の勘定科目として、特別損失に「減損損失」を追加することを予定しています。

（3）引用条文・用語の整理

会社法等の制定により、用語の整理が行われたことに伴い、貸借対照表における「資本の部」を、「株主資本」、「評価・換算差額等」及び「新株予約権」の項目から構成される「純資産の部」に改めることを予定しています。

また、勘定科目及び財務諸表の様式において引用されている条文の置き換え、用語の整理等を行うことを予定しています。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行日：平成18年9月下旬